○○○○訪問介護事業所運営規程（例）

**※この運営規程はあくまで参考例です。**

**各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。**

（事業の目的）

第１条　○○法人○○が開設する○○訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護または千葉市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス及び生活援助型訪問サービス（以下「総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）又は千葉市長が別に定める研修の修了者等（以下「研修修了者等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（総合事業にあっては事業対象者を含む。）（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護または総合事業のサービスを提供することを目的とする。

（指定訪問介護の運営の方針）

第２条　指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（総合事業の運営の方針）

第３条　総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

２　総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

1. 名　称　　○○訪問介護事業所
2. 所在地　　○○区○○○○○　丁目　　番　　号

（職員の職種、員数および職務の内容）

第５条　事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者　　　１名（常勤）

　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

1. サービス提供責任者（常勤専従）　１名以上

　　　サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。

③　訪問事業責任者（常勤専従）　１名以上

　　　訪問事業責任者は、事業所に対する指定生活援助型訪問サービスの利用の申込みに係る調整、研修修了者等に対する技術指導、生活援助型訪問サービス計画の作成等を行う。なお、事業の利用者の数がサービス提供責任者の配置要件を満たす場合には、当該サービス提供責任者を訪問事業責任者とする。

④　訪問介護員等　　常勤換算　２．５名以上（サービス提供責任者を含む。）

　　　訪問介護員等は、指定訪問介護及び総合事業の提供にあたる。

⑤　研修修了者等

　　　研修修了者等は、指定生活援助型訪問サービスの提供にあたる。

（営業日および営業時間）

第６条　事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日　　○曜日から○曜日までとする。

ただし、○月○日から○月○日までを除く。

1. 営業時間　○時から○○時までとする。
2. 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容および利用料等）

第７条　指定訪問介護及び総合事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は当該市区町村が定める第1号事業に要する費用の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その自己負担相当額とする。

1. 身体介護
2. 生活援助

２　第９条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1. 事業所の実施地域を越える地点から、片道○○キロメートル未満　　○○○円

② 事業所の実施地域を越える地点から、片道○○キロメートル以上　　○○○円

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第８条　訪問介護員等及び研修修了者等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、千葉市○○区、○○区の区域とする。

（事故発生時の対応）

第10条　事業者は、利用者に対する指定訪問介護及び総合事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　事業者は、利用者に対する指定訪問介護等及び総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第11条　事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）及び研修修了者等の資質向上及び高齢者虐待の防止を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

（１）採用時研修　採用後○カ月以内

（２）継続研修　　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者に誓約させるものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人○○と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和○○年○○月○○日から施行する。